

# 工場立地法の規制対象業種の見直しに係る事前評価書

## 1. 政策の名称

工場立地法の規制対象業種の見直し

## 2. 担当部局

経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課長 中村 吉明  
電話番号：03-3501-0645 e-mail：ritti-gyoumu@meti.go.jp

## 3. 評価実施時期

平成24年5月

## 4. 規制の目的、内容及び必要性等

### (1) 規制の目的

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

### (2) 規制の内容

一定の規模以上の製造業等に係る工場又は事業場（政令で定める業種に属するものを除く。）に対して届出義務を課し、生産施設の面積、植栽等の緑地の面積、噴水や広場等の環境施設の面積の敷地面積に対する割合等を規制している。

なお「製造業等」とは、製造業（物品の加工修理業）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業であり、電気供給業の内、地熱発電及び水力発電は規制対象から除外されている。

### (3) 規制緩和の必要性

東日本大震災による電力需給逼迫を契機とし、太陽光発電施設の導入量は増加しており、また、今後、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が、平成24年7月1日に施行されることに伴い、加速度的に太陽光発電施設の設置の増加が見込まれている。

こうした中、行政刷新会議の下に設置された「規制・制度改革に関する分科会」において、再生可能エネルギーの導入促進を目指したエネルギー分野における規制・制度改革に係る検討がなされ、平成24年4月3日に「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」が閣議決定された。具体的には、「売電用の太陽光発電施設を工場立地法の適用対象外とすること及び環境施設として位置付けることについて、事業者の要望及び周辺住民に与える影響を考慮しつつ検討し、審議会における検討結果を踏まえ、見直しを行う。」とされた。

当該行政刷新会議における指摘を受け、産業構造審議会地域経済産業分科会

工場立地法小委員会における議論の結果、①実際に様々な形態で設置された太陽光発電施設が、周辺の地域の生活環境の保持へ支障を及ぼしたケースはこれまでにないこと、②科学的知見の充実や住民の太陽光発電施設に対する意識が変化したこと等により、今後も周辺の地域の生活環境の保持へ支障を及ぼすおそれは限りなく低いと考えられることから、太陽光発電施設を工場立地法上の届出対象施設から除外することが妥当との結論に至った。

#### (4) 法令の名称・関連条項とその内容

- ・工場立地法
- ・工場立地法施行令
- ・工場立地法施行規則
- ・工場立地に関する準則

工場立地法第6条で規制対象業種を、工場立地法施行令第1条で規制対象除外業種を定めている。

#### 5. 想定される代替案

今回の改正は、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、昨今の実証的・科学的知見を基にすれば、太陽光発電施設は工場立地法上の届出対象施設とする必要が無いと判断されたことをふまえたもの。すなわち、特定の政策目的の達成手段として規制の緩和措置を講ずるものではなく、役割を終え必要性の無くなった規制を廃止するものであり、代替案は想定し得ない。

#### 6. 規制緩和の費用

##### (1) 太陽光発電施設を設置する事業者

特に、費用は発生しない。

##### (2) 国民・社会

特に、費用は発生しない。

##### (3) 行政機関

特に、費用は発生しない。

#### 7. 規制緩和の便益

##### (1) 太陽光発電施設を設置する事業者

太陽光発電施設の設置面積を増大することが可能となるため、収入の増加が期待できる。また、緑地や緑地以外の環境施設の設置のための初期費用及び維持管理費用が軽減されることから、太陽光発電事業への進出が容易となる。

また、行政機関への届出が不要となるため、事務コストが軽減される。

##### (2) 国民・社会

再生可能エネルギーの取扱量が増加する

### (3) 行政機関

再生可能エネルギーの取扱量が増加する

## 8. 政策評価の結果

以上の規制緩和に係る費用・便益の分析が示すとおり、太陽光発電施設を工場立地法上の届出から除外するという今般の政令改正の実施によって、特段の費用が発生しない一方で、太陽光発電施設を設置しようとする事業者にとっては、生産施設面積の増大に伴う収入の増加や、緑地等の整備の不要に伴う費用の軽減が期待される。またその結果、太陽光発電施設の整備が促進され、再生可能エネルギーの割合が拡大することが見込まれており、周辺住民への便益にもつながることから、改正案を導入することは妥当であると言える。

## 9. 有識者の見解その他の関連事項

「規制・制度改革に関する分科会」において議論がなされた「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」にて、「売電用の太陽光発電施設を工場立地法の適用対象外とすること及び環境施設として位置付けることについて、事業者の要望及び周辺住民に与える影響を考慮しつつ検討し、審議会における検討結果を踏まえ、見直しを行う。」とされた。これを受け、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法小委員会における議論の結果、①実際に様々な形態で設置された太陽光発電施設が、周辺の地域の生活環境の保持へ支障を及ぼしたケースはこれまでにないこと、②科学的知見の充実や住民の太陽光発電施設に対する意識が変化したこと等により、今後も周辺の地域の生活環境の保持へ支障を及ぼすおそれは限りなく低いと考えられることから、太陽光発電施設を工場立地法上の届出対象施設から除外することが妥当との結論に至った。

## 10. レビューを行う時期又は条件

今後、太陽光発電施設設置による周辺の地域の生活環境への影響を踏まえながら、必要があれば、レビューを行うこととする。